

住居表示板を受領された方へ

和泉市市民生活部市民室

## 表示板の取り付けについて（お知らせ）

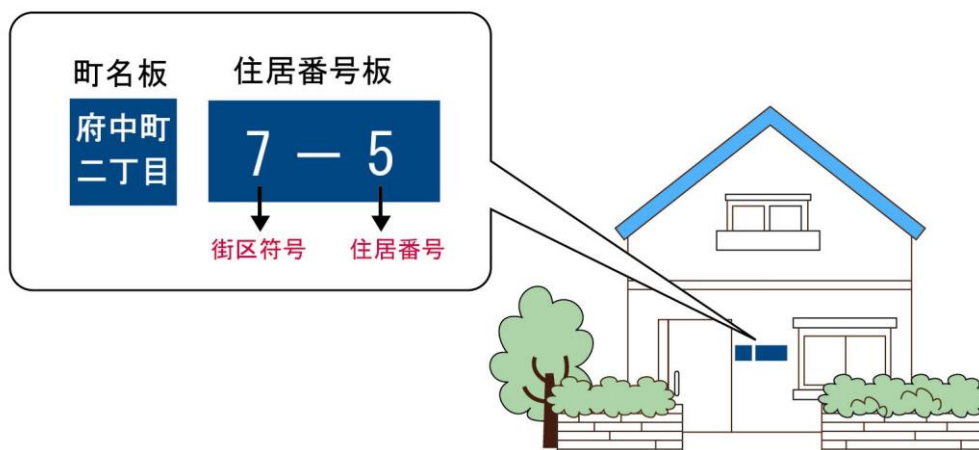
住居表示を実施している区域内的の建物等については、その住所をよりわかりやすくするため、町名板・住居番号板を取り付けることと法律で定められています。

お渡ししました青色の表示板（町名板・住居番号板）は、各ご家庭、事業所等の玄関、門柱、ポスト等、訪ねてこられる方がひと目でわかる位置に必ず取り付けてください。

なお、貼付しています両面テープで取り付けにくい場所については、釘や接着剤等を使用して取り付けいただきますようお願いいたします。

後日、取り付けを行っているか確認に伺うことがございますので、ご了承ください。

<取り付けのイメージ>



問い合わせ先

和泉市 市民生活部 市民室 記録グループ

TEL 0725-99-8118 (直通)